

一時保護課職員研修について

【目的】

平成 28 年度の児童福祉法等の一部を改正する法律により、子どもが権利の主体であることや家庭的養育優先の理念とともに一時保護の目的が明確化され、子どもの権利擁護に向けた取組みをより充実していくことが求められている。また、一時保護所に入所する児童は、被虐待の影響や発達障がいなどを背景に抱えていることが多く、職員は専門的な知識・理解を持って日々のケアとアセスメントを行う必要がある。

このような状況を踏まえ、一時保護課の職員に対して以下の通り研修プログラムを実施していく。

【研修計画】

全 13 単位、30 コマ（1 コマ 45 分）

時期	講座	内容	コマ数
4 月	1	一時保護所とは（個人情報保護の視点、指導方針、勤務体制、所内見学等）	3
5 月頃	2	実務① 入所・退所対応	3
	3	医務・保健（緊急対応・アレルギー等生死にかかわることへの対応、AED 実習等）	3
	4	実務② 行動観察、その他	2
6 月頃	5	実務③ 学習・個別の対応	2
	6	防災・設備	2
	7	権利擁護（一時保護所での取組みと、過去の施設での人権侵害の実例提示等）	2
7 月 ～	8	発達（乳幼児からの身体・認知・言語面の一般的発達表の概説、知能・発達検査）	1
9 月頃	9	保育（保育概論、一時保護所における保育）	2
	10	障がい（知的障がいと発達障がいについて、判断基準、対応、服薬等）	2
10 月 ～	11	非暴力（非暴力対応プログラム講義、児童の暴力に対する安全な対応の実技）	3
12 月頃	12	アタッチメント（アタッチメントとは、愛着障がいとは、愛着障がいを抱える児童への対応等）	2
	13	トラウマ（トラウマ症状とは、フラッシュバック、解離、こころケア）	3

※ 2 年間で全職員が全カリキュラムを履修することとする。